

## 野田村告示第9号

下宿住宅改修等補助金交付要綱を次のように定め、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月3日

野田村長 小田 祐士

### 下宿住宅改修等補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この要綱は、岩手県立久慈工業高等学校（以下「久慈工業高校」という。）に通学する生徒の下宿を提供する者に対し、改修費用等の負担軽減を図ることを目的に村が改修費用等の一部を補助することについて、野田村補助金交付規則（昭和43年2月29日規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (対象者)

第2 補助対象者は、久慈工業高校に通学する生徒の下宿を提供するために、申請者が所有する村内の施設を改修等する者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 申請日前3カ月以上、下宿を提供した実績のある者（ただし、新たに生徒の下宿を提供するため下宿住宅を改修等する場合は、交付決定前着手届を提出し、3カ月以上下宿を提供した実績をもって対象者とする。）
- (2) 村税・使用料等を滞納していない者

#### (対象経費)

第3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、村内に事務所または事業所を有する者が施行した施設等の改修等で、部屋、玄関、台所、浴室、脱衣所、洗面所、便所等下宿を提供するための改修等に係る工事及び設備等に要する経費とする。

#### (補助金の額)

第4 補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額とし、30万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、下宿住宅改修等補助金交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。原則、同一の建物に係る申請は1回限りとする。

- (1) 補助対象経費の見積書及び内訳書の写し
- (2) 改修等箇所の図面及び写真

(3) 申請日前3カ月以上、下宿を提供した実績が分かる書類（ただし、新たに生徒の下宿を提供するため下宿住宅を改修等する場合は、申請日後3カ月以上下宿を提供した実績が分かる書類とする。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6 村長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第7 村長は、前条により補助金の交付を決定したときは、下宿住宅改修等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 申請者は、規則第8条に基づく申請の取下げをしようとするときは、下宿住宅改修等補助金交付申請取下書（様式第3号）により、村長に申請の取下げをすることができる。

(事業内容等の変更)

第9 第7の交付決定を受けた者が、改修等工事の内容を変更しようとするときは、下宿住宅改修等補助金変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の見積書及び内訳書の写し

(2) 改修等箇所の図面及び写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

2 村長は、前項の申請があったときは、これを審査し、変更することが適当であると認めるときは、変更の承認を行うものとする。この場合において当該補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、併せて補助金の交付の変更を決定し、下宿住宅改修等補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10 申請者は当該改修工事を完了したときは、下宿住宅改修等補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 請求書及び領収書の写し

(2) 改修等箇所の図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第 11 村長は、前条に規定する実績報告書を受理し、報告書類の審査により、その報告に係る改修等工事が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、下宿住宅改修等補助金交付確定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 12 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、下宿住宅改修等補助金交付請求書（様式第 8 号）を、村長に提出するものとする。

2 村長は前項の請求書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めた場合は補助金を交付する。

（交付決定の取消し及び返還）

第 13 村長は、申請者が規則第 15 条の規定に定めるもののほか、この要綱に違反したときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第 14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。